

令和4年6月1日

荒尾市民病院
新病院 電話・ネットワーク配線工事
入札説明書

1. 工事名称

新病院 電話・ネットワーク配線工事

2. 発注者

荒尾市病院事業管理者 大嶋壽海

3. 工事場所

熊本県荒尾市荒尾 2600 番地

4. 工事期間(予定)

着手: 令和4年8月1日

完了: 令和5年8月17日

5. 工事範囲

新病院内の電話・ネットワーク用配線敷設

6. 予定価格

57,959,000 円(消費税含む)

7. 配布資料

- 1) 入札説明書(本書)
- 2) 仕様書
- 3) 提出書類フォーマット(様式1~8)
- 4) 新病院ネットワーク・電話系統図(構成図)
- 5) 新病院院内ネットワーク・電話プロット図
- 6) その他参考資料

8. 書類の提出先・問合せ先

荒尾市民病院 総務課施設係 永井宛

〒864-0041 熊本県荒尾市荒尾2600

TEL 0968-63-1115(代表)

MAIL kazunori.28835@city.arao.lg.jp

※メール送信の際は、件名冒頭に【配線工事】と記載すること。

9. 入札スケジュール

- | | |
|------------------|----------------------------|
| 1) 公告 | : 令和4年 6月 1日(水) |
| 2) 図渡し(資料配布) | : 令和4年 6月 1日(水) ~ 6月24日(金) |
| 3) 質問書提出期限 | : 令和4年 6月15日(水) |
| 4) 質問に対する回答 | : 令和4年 6月22日(水) |
| 5) 参加表明及び委任状提出期限 | : 令和4年 6月24日(金) |
| 6) 参加資格通知 | : 令和4年 7月 1日(金) |
| 7) 辞退届提出期限 | : 令和4年 7月 6日(水) |
| 8) 入札・開札 | : 令和4年 7月22日(金) |
| 9) 契約 | : 令和4年 7月下旬 |

10. 参加資格及び参加申請書の提出

(1) 参加資格

- 1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び第2項の規定に基づく荒尾市の入札参加の制限を受けていないこと。
- 2) 業務等に対応する営業種目について荒尾市競争入札等参加資格審査事務処理要綱(平成24年告示第60号)第5条第1項の入札等参加資格者名簿に登録され、申請内容に虚偽記載がない者であること。
- 3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと。(更生(再生)手続き開始決定後に市長が入札参加資格の再承認をした者を除く。)
- 4) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく営業停止処分期間中でないこと。
- 5) 荒尾市工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成7年告示第37号)に基づく入札参加資格指名停止を受けていないこと。ただし、応募時に入札参加資格者名簿に登録されていない者は熊本県工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成5年告示第243号)に基づく入札参加資格指名停止を受けていないこと。
- 6) 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱(平成24年告示第36号)第3条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。また、暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- 7) 熊本県内に本店又は営業所を在すること。
- 8) 直近3年以内に主たる契約者又は主たる業務(工程管理、品質管理、安全管理、顧客対応)の実施者として、250床以上の新築病院で配線工事を行った実績が3件以上あること。実績については様式3の実績調書に記載を行うこと。

(2) 参加申請書の提出

本工事に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

- 1) 参加資格申請書(様式1)
- 2) 秘密保持に関する誓約書(様式2)
- 3) 実績調書(様式3)
- 4) 暴力団排除条例に関する誓約書(様式4-1、4-2)

(3) 提出期限等

- 1) 提出期限 令和4年6月24日(金) 午後5時まで

- 2) 提出先 「8. 書類の提出先・問合せ先」と同じ
- 3) 提出方法 郵送(宅配便でも可)又は持参
※持参する場合は土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

(4) 参加表明後の辞退

参加表明後に辞退する場合は、令和4年7月6日(水)までに辞退届(様式5)を事務局窓口へ提出すること。

11. 質問書の提出

本調達に関して質問がある場合は、様式6を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限等

- 1) 提出期限 令和4年6月15日(水) 午後5時まで
- 2) 提出先 「8. 書類の提出先・問合せ先」と同じ
- 3) 提出方法 電子メール(その他の方法は受け付けない)
※メール送信の際は、件名冒頭に【配線工事】と記載すること。

(2) 回答方法

令和4年6月22日までに、当院のホームページに記載する。

12. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先

「8. 書類の提出先・問合せ先」と同じ

(2) 入札及び開札

- 1) 日時: 令和4年7月22日(金) 14時
- 2) 場所: 荒尾市民病院 外来棟4階 第3会議室

(3) 入札書の作成・提出方法

- 1) 入札書は様式7-1,7-2にて作成したうえで、封筒に入れ封印すること。
- 2) 封筒に入れた入札書は直接入札会場で提出すること。
- 3) 郵便、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- 4) 入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消をすることが出来ない。

(4) 入札書等の無効

- 1) 競争参加資格がない者が提出したもの。
- 2) 所定の様式によらず捺印がないもの。
- 3) 品名等に重大な誤りがあるもの。
- 4) 入札書記載金額の不明確なもの。
- 5) 入札記載金額を訂正したもの。
- 6) 競争参加者(代理人を含む)の氏名(法人の場合は、名称又は商号及び代表者氏名)が判然としないもの。
- 7) 誤字、脱漏、汚染、塗抹等により大切な文字の不明確なもの。
- 8) 提出資料を期限内に提出しないもの。
- 9) 談合情報等に関する事情聴取を求めた際、それに応じない者が提出したもの。
- 10) 談合等の事実がないことを確認する書面の提出を求めた際、それに応じない者が提出したもの。
- 11) 仕様書の必須要件を全て満たしていないもの。

(5) 代理人による入札・契約

- 1) 代理人が入札する場合には、入札書に入札者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む)をしておくとともに、様式8「委任状」を提出しなければならない。
- 2) 入札者、その代理人又はそのアライアンスは、本工事に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(6) 開札の注意事項

- 1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者及びその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- 2) 入札に立ち会う者は、各社1名とする。
- 3) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することは出来ない。
- 4) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分を証明するものを提示又は提出しなければならない。
- 5) 入札者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

13. 落札者の決定方法

- 1) 予定価格範囲内での最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

14. 留意事項

- 1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨(円)、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- 2) 応募に関する書類の作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- 3) 提出書類は返却しない。
- 4) 提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、荒尾市情報公開条例(平成13年条例第17号)に基づき公開対象とする。
- 5) 当院が提供する資料は、応募に係る検討以外での目的で使用できない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を当院の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- 6) 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ当院が変更を認めるときはこの限りではない。また、当院が参加資格等の審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。
- 7) 以下のア～エに該当した場合は失格とする。
 - ア 提出物に虚偽の記載又は不正があった場合。
 - イ 提出物の作成要領、提出方法及び提出期限を守らなかった場合。
 - ウ 評価委員又は本入札の関係者に直接又は間接を問わず接触した場合。
 - エ その他、当院が不適切と判断した場合。
- 8) 受注者は、当院が別途業務委託をしているコンサルティング会社、建築事業者、ES事業者等との協議、協力の上、施工法令や労働安全衛生に関する法律等の関係法令を遵守しながら工事を行うこと。

以上